

## Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-Chome, Chiyoda-Ku Tokyo 100-0011, Japan

Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <https://www.asb.or.jp/>



2018年11月21日

IFRS 解釈指針委員会 御中

### **「IFRS 第15号『顧客との契約から生じる収益』－約束した財又はサービスの評価」に 関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』－ 約束した財又はサービスの評価」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2018 年 9 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 当該アジェンダ決定案は、特定の事例について IFRS 第 15 号の原則及び要求事項をどのように適用するかについての検討の過程及び解釈を示したものである。アジェンダ決定案に記載のとおり、アジェンダ決定案に示された具体的な事例の判断にあたっては、IFRS 第 15 号の原則及び要求事項により十分な基礎が提供されていると考えられる。
3. 当該アジェンダ決定案の論点は、上場認可サービスの内容がセットアップ活動に過ぎないことを前提にしていると考えられる。このため、その旨を明確に示す必要があると考えられる。
4. 要望書に記載された事例は、証券取引所が企業である場合の約束した財又はサービスの評価についてであるが、当該アジェンダ決定案が最終化される場合には、他の業界においても、企業が契約開始時又はその前後において、特定の活動のために返金不能の前払報酬を顧客に課すケースについて、事実及び状況を十分に検討せずに、アジェンダ決定の解釈が類推適用され得る可能性がある。この点からも前提条件を明確にする必要があると考えられる。

5. また、アジェンダ決定案において、上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスが単一の契約に含まれているものかどうかについては、明示されていない。仮にこれらの2つのサービスが複数の契約に分かれているのであれば、IFRS 第15号第17項に基づいて、複数の契約を結合して単一の契約として会計処理する必要がない限り結論が異なり、そのような場合には、それぞれの契約の単位で会計処理が行われることになるものと考えられる。
6. したがって、アジェンダ決定案は、上場認可サービスと上場後の継続的な上場維持サービスが単一の契約に含まれている等、前提条件を明示する必要があると考えられる。
7. アジェンダ決定案の中で、「委員会は、企業が契約開始時及びその前後に行う活動は、顧客の契約した財又はサービス（すなわち、取引所に上場されているというサービス）の移転を成功させるのに必要とされるものであると考えた。」（下線は筆者が追加）との記載があり、これは、IFRS 第15号 BC93 項に基づいた記載であると考えられる。しかし、IFRS 第15号第25項には「成功させるのに(Successfully)」の記載はなく、アジェンダ決定案は規範性のある基準本文に基づいて記載されるべきであるものと考えられる。また、アジェンダ決定案において、当該用語の有無により要求事項の意味が変わるのかどうかを IASB が意図しているのかどうかを明確にする必要があると考えられる。
8. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長